

令和 8 年度(2026 年度)  
セミコンテクノパーク県有利便施設用地除草業務仕様書

第 1 条 (適用)

本仕様書は委託業者の意図する委託内容に関する明細及び本業務に固有の事項を定め、もって本業務の適正な履行の確保を図るためのものである。

第 2 条 (業務の内容及び範囲)

- 1 本業務の内容は、セミコンテクノパーク県有利便施設用地(熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下大谷 4000 番 15 の一部、4000 番 16 の一部:別紙図参照)の除草、集草及び処分を行うものとする。
- 2 対象面積: 779.5 m<sup>2</sup>/回
- 3 作業は委託期間内に 3 回行うものとする。なお、作業箇所及び時期については、県と協議のうえ決定する。

第 3 条 (履行期間)

履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年(2027 年)3 月 12 日までとする。

第 4 条 (刈り取った草の処分)

刈り取った草は持ち出して処理することとし、その証左を業務完了報告時に提出するものとする。

第 5 条 (業務完了報告)

受託者は 1 回の作業を完了したときは、その作業状況について、業務完了報告書を遅滞なく提出し、検査を受けるものとする(全 3 回)。

なお、報告書については、完了前後の写真、作業状況写真、各 1 部を添付して提出すること。

第 6 条 (委託料)

委託料は、前条の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求するものとし、2 回までの各請求額については、業務委託料の 3 分の 1 を上限とする。

第 7 条 (安全管理及び対策)

- 1 受託者は、常に作業の安全に注意して現場管理を行い、事故防止に努めること。
- 2 作業を行う際には、周辺の施設、車両、通行人等に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

第 8 条 (その他)

本業務を実施するに当たり、関係法令等を遵守するとともに、疑義が生じた場合は、県と協議すること。

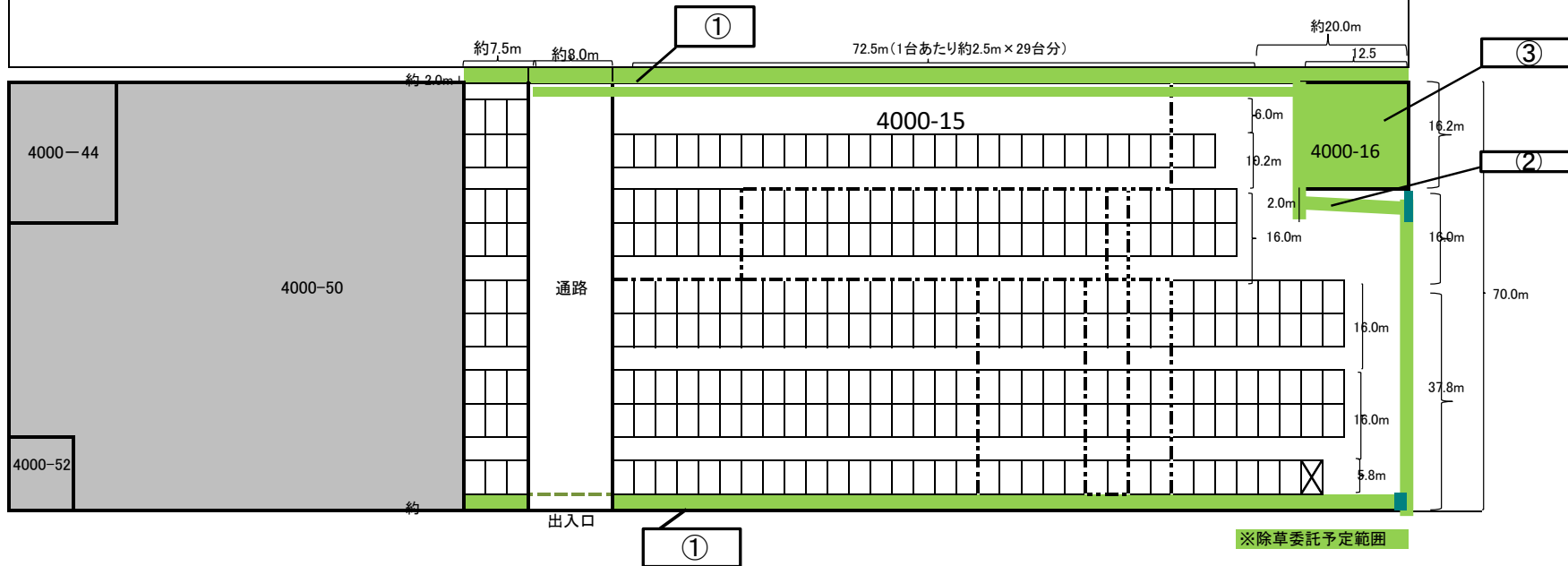
# セミコンテクノパーク県有利便施設用地除草箇所図

除草箇所：黄色着色部の一部 779.5 m<sup>2</sup>/回



# 県立技術短期大学校グラウンド

除草対象面積: 779.5㎡/回



## 県立技術短期大学校

除草範囲(緑色着色部分)グラウンド側畔等含む、利便施設用地周囲2m幅

(内容詳細)

① 幅2m × {(7.5m+8.0m+72.5m+20.0m) × 2} = 432㎡

② 幅2m × {18.2m+12.5m+16m+37.8m} = 169㎡

③ 16.2m × 12.5m = 202.5㎡

④ 周回(①+②+③)803.5㎡-重複部分(濃緑部分)8㎡-出入口(幅2m × 8m)16㎡ = 779.5㎡

779.5㎡/回 × 3回 = 2,338.5㎡

上記作業に伴う処分量 1, 500kg → 1. 5t